

1. パスポート取得手数料の減免、手続きの簡素化について

日本人の海外旅行者数は平成 28 年における 2,000 万人の目標達成に向け、官民一体となった取り組みを推進しているが、国際社会での相互理解にもつながる海外渡航機会を減らさないためにも、パスポート取得手数料の減免などの海外渡航優遇施策に取り組まれない。

(具体的検討項目)

- (1) 12 歳未満に適用されている旅券発給手数料の減額措置を 25 歳未満まで引き上げ。
- (2) 20 歳以下を対象とした、5 年有効旅券の発給手数料の引き下げ。
- (3) 本人が申請した場合の即日発行。
- (4) 窓口の受付・交付時間や場所のさらなる拡充。(申請は住民登録のある市区町村にて対応)
- (5) パスポート申請・更新手続きの簡素化見直しとセキュリティ強化

【回答】

☆1 パスポートについて (1) (2)

パスポートの取得手数料の減免について、もともとの子ども料金ができたときに、12 歳未満を減額の対象にしたというのは鉄道とかバスとか航空運賃を参考にして、概ね 12 歳未満を減額対象、半額にしている。当初この制度ができたときに 5 年の旅券の手数料が 1 万円、その半額ということで 5000 円にした経緯である。

その後、IC チップを入れたときに、IC チップの実費分が大体 1000 円ぐらいということで 1000 円上乗せして 6000 円となっている。

これを 25 歳まで引き上げるには、手数料自体が旅券法で規定されているので、法改正も必要になり、全額払っている方との公平性・客観性という観点から、基本的には旅券手数料というのは旅券発給にかかる費用というのを積み上げていって、大体 5 年でしたら 1 万 1000 円、10 年だと 1 万 6000 円という受益者負担という考え方に立って、その費用を負担していただいている。合理的な理由がないと減額対象を 25 歳にするというのは対外的に十分理解が得られるような説明ができない限りは難しいと考えている。

☆1. (3) 本人申請の即日発行について

旅券を発給する、わが国の旅券の国際的な信頼性を確保するためには旅券の不正受給を防止する必要がある。そういったものがふえてきてしまうと、日本では偽造が多いとか、なりすましが多いいということになると、日本のパスポート自体の信頼性がなくなってしまうので、ここは一回取ってしまうと5年、10年有効なので、そこはある程度、慎重に審査していく必要がある。

各都道府県が、実際の窓口業務をやっているので、それは外務省から都道府県に法定受託事務として寄託していますが、各都道府県違うところもありますが、概ね6日間の標準処理期間を設けているので、諸外国と比べてもそんなに長くはないのかなと考える。

☆1. (4) 窓口の拡充について

旅券事務というのは都道府県の法定受託事務として外務省から委託しており、さらに都道府県から各市町村への再委託ということも行われており、平成29年4月1日現在で、全国で828の市町村に再委託されている。都道府県の事務所、旅券申請窓口は189カ所ありますが、それと市町村の旅券申請窓口を合わせますと大体全国約1100カ所、窓口に再委託の数もふえていますので、年々、拡大を続けている。

都道府県が旅券事務を市町村に再委託するかどうか、事務所をどこに設置するか、あとは窓口時間を何時にするか、営業日は何曜日、いつやるかというのは、都道府県に任されており、都道府県が住民サービス軽減性、あるいはそれにかかる行政経費を勘案しながら都道府県がみずから決定している。

自治体によっては全部の市町村に再委託している自治体もある一方、東京のようにほとんど再委託していない自治体もあり、東京の場合は離島を除いて再委託していないで、4カ所の旅券センターで処理するという体制をとっていますし、北海道などは全部、市町村に再委託している。

☆1. (5) 簡素化見直しとセキュリティ強化

国際的な身分証明書で、セキュリティというのが日本のパスポートの信頼性を維持していく上で重要である。我々5年ごとにセキュリティ対策を更新してグレードアップしている。また、概ね5年ぐらいに新しい技術を入れていっているが、次の時期の旅券についてもセキュリティに関する国際標準を踏まえて一層の強化を行うということで検討している。

その一環として昨年5月に「次期旅券の基本デザイン」に葛飾北斎の「富嶽三十六景」を採用することを発表した。今までのパスポートは同じデザインで桜があるぐらいのデザインでしたけれども、それを見開きごと2ページに一つの絵があつて、富嶽三十六景の作品を掲載することにした。各ページが別のデザイン

になるので、それによって偽造がしにくくなるという意味もあり、セキュリティ対策の向上にもなっている。もちろん、日本文化を発信していくという観点もあり、いろいろなところでパスポートを見せますので、出入国機関、飛行機の搭乗やホテルのチェックインなどで、パスポートを見せるときに日本らしいデザインというのがあれば、日本文化の発信になるということも意識してのことである。

また、旅券というのは海外渡航の権利を保障するものでもあり、発給を受ける国民の利便性、行政サービスの向上ということも重要な視点なので、コストを考慮しつつ、その改善に努めてまいりたい。

本人確認は慎重にやらなければいけないが、現行の必要書類を直ちに見直すことは困難ということがあり、戸籍謄本がどうしても外せない理由は、日本の国籍を確認する。日本人じゃない人に出してはいけないので、そのために国籍を確認できるものは戸籍謄本になっている。そうすると戸籍謄本を省略することはできない。将来的には戸籍時におけるマイナンバー制度の活用も考えており、マイナンバーがいろいろ活用できる状況になってくればパスポート申請・更新手続の簡素化についても連携できるように検討していきたい。

2. 旅券申請書入手方法のWEB化について

旅券申請書については、現在市区町村の窓口や旅券センターでしか入手ができない。地理的・時間的に制約を受けて不便である。そこで、旅券申請書のWEB化による、利便性向上に取り組まれない。

【回答】

海外では自宅などで旅券発給申請書をダウンロードして必要事項を入力して印刷して手軽に申請書の作成を行うことができるダウンロード申請書がありますが、それを平成28年1月から運用を開始した。

今は海外だけですが、これを海外での結果も踏まえて、今年度、国内で試験運用して、運用開始後の改善点とかいろいろご意見があり、今はPDFファイルをダウンロードして、それを入力して打ち出してそれを郵送して申請するということが海外できるが、まだウィンドウズOSにしか対応していないというのがあり、マックパソコンなどを使っている方からの不満があり、我々としてはWEBブラウザ、例えばインターネットエクスプローラーとか、インターネット上で入力して印刷できるというものを今システム開発しており、それを国内では平成30年度中の運用開始を目標に準備を進めている。

来年度になれば、開発が進んで、実際に申請書を取りにいかなくていいという状態が国内でも実現できるのではないかと考えている。

3. 日本人渡航者による観光ビザ免除の対象国拡大について

国際交流拡大の観点から、今後も観光需要の拡大が見込まれる地域（去年はミャンマー・インド・カンボジア・ロシア・ブラジルについて確認したが）など、日本人の観光ビザ免除対象国拡大に向けた取り組みが必要である。対象国拡大に向けた取り組み状況を明らかにされたい。

【回答】

カンボジア政府はかねてより空港到着時の査証発給やインターネット経由のe-VISAの発給を導入するなど手続の簡素化に努めており、2013年11月、日本の一般旅券所持者に対する数次査証の発給を開始している。観光査証免除については累次、カンボジア政府との間で議論を行っているが、現在まで実現に至っていないというのが現状である。

カンボジアからの旅行者数も増加しており、また日本からのカンボジアへの旅行者数も増加している。

カンボジア政府としては直行便が昨年9月に就航して、ますます両国の人的交流を深めていきたいという話は聞いており、こちらとしてもその考えではあるが、一方で、カンボジア側は相互主義という原則を掲げており、在京カンボジア大使館のホームページを見ていただければわかるが、一般旅券に関して、今のところ免除しているのはアセアン各国を除くと、ホームページによるとスロバキアとセーシェル共和国のみということで、なかなか手続は進んでいない状況もあり、現在まで日本との間でも実現に至っていないというのが現状である。

2013年3月、ミャンマーを訪問した岸田外務大臣よりワナ・マウン・ルイン外相（当時）に対して、ミャンマー国側による日本側に対する査証発給条件の緩和措置の早急な決定を要請するなど、ミャンマー側に累次、働きかけを行っている。2015年7月、ミャンマー側は、観光ビザについてe-Visa、インターネット上で査証取得が可能となり、申請から発給までの時間も短縮されました。このことにより査証発給手続の簡素化が実現した。こうしたe-Visa等、導入に関しては非常によい効果をもたらしていると思うが、その反面、査証の査免については現状、特に進展はないと聞いている。

インドに関しましては、インド旅行をする際には観光ビザを取らなければいけないということで、基本的な情報ですが、ビザの有効期限は一般的に6カ月間有効で数次ビザが取れるという状況になっている。

2015年、2年前の12月の日印首脳会談において、両国の首相、安倍総理と先方のモディ首相ですが、両国国民間の交流を促進することの重要性を確認し、ビザの手続を一層簡素化するということの重要性を強調した。この日印会談において、先方のモディ・インド首相は具体的な措置として、全ての日本人を対象にインド到着

時の数次ビザ発給、英語では Visa on Arrival といいますが、到着したときにビザが取れるという措置をとることを決定し、昨年3月1日から実施している。

この到着時のビザ制度ですが、入国目的は、観光はもとより、ビジネスとか会議、医療目的の旅行者が60日以内の滞在を行うことができ、かつ滞在が2回、再入国が1回まで許されるというような措置になっており、対象の空港としても、デリーだけでなく、主要都市であるムンバイ、チェンナイ、コルカタ、バンガロール、ハイデラバードといった国際空港がある空港でこういった Visa on Arrival の専用カウンターが設けられ、日本人観光客を、より多く受入れたいという姿勢を見ることができるといえる。

また昨年、モディ首相が日本に来た際に発表されたが、インド政府が観光と短期の商用目的でインドを訪問する日本人のためにビザの有効期限を5年から10年に延長するという措置をとりました。

こういったことで日本からの働きかけも奏功しており、インドは日本人の観光客をふやすための大きな措置をとっていただいている。インドと日本は年次相互訪問をやっており、ことしは順番的には安倍総理がことし中に行くことになっており、そういった首脳会談を初めとする各種会談において引き続きインドに働きかけたい。

ブラジルについては、査証制度に関してかなり厳格な相互主義というのを適用しており、日本側として治安等々の面でブラジルの方に対して査免という措置をとるのがなかなか難しいという現状があり、したがって、日本人の観光客に対しても査証が必要という現状。その上で、わが国としては、短期の数次査証に関する覚書というのを昨年2月23日に署名して、これによって日本の観光客に対する観光ビザの有効期間がそれまで最長90日だったが、それが最長3年に延長されることになった。

その覚書には、双方で引き続きこの有効期間、そして今のところ、1回の最長の滞在期間は90日ですが、これについても拡大する方向で協議を行うことが書かれているので、引き続き協議を進めていきたい。

ロシアに対しては、様々な機会にビザ発給の条件緩和を申し入れている。